

兵庫県公報

平成19年5月22日 火曜日 第1877号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

	ページ
○神戸市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出（市町振興課）	1
○神戸市の区域内における町の区域変更（同）	2
○同 上（同）	2
○神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	2
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	4
○平成19年度2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（同）	7
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	8
○土地改良区の定款の変更認可（同）	10
○土地改良区清算人の退任及び就任の届出（同）	11
○市営土地改良事業の計画変更同意（同）	12
○家畜伝染病の発生（畜産課）	12
○昭和52年兵庫県告示第426号（兵庫県林業改善資金貸付規則に係る貸付金償還金の収納事務の委託）の一部改正（林務課）	12
○保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	13
○漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	13
○漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域（同）	14
○漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定（同）	14
○漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域（同）	16
○漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの（同）	17
○土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	17
○都市公園の区域変更（公園緑地課）	32

公 告

○平成20年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸専門課程入学試験の実施（公園緑地課）	32
○落札者等の公示（管理課）	34

警察本部公告

○落札者等の公示	34
----------	----

告 示

兵庫県告示第596号

神戸市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成19年3月20日に確認した旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

所	在	地	面	積

神戸市中央区神戸空港7の1及び8地先の公有水面埋立地	25,303.01㎡
神戸市中央区神戸空港7の1地先の公有水面埋立地	34,891.40㎡
神戸市兵庫区中之島1丁目21、22及び99の1に接する無番地並びに築地町6、25、26、27及び28に接する無番地先の公有水面埋立地	18,915.12㎡
神戸市兵庫区中之島1丁目21、22及び99の1に接する無番地先の岸壁敷並びに築地町6、25、26、27及び28に接する無番地先の物揚場敷	1,657.06㎡

兵庫県告示第597号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年6月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

編入する区域		編入先の町
所在地	面積	
神戸市中央区神戸空港7の1及び8地先の公有水面埋立地	25,303.01㎡	神戸空港
神戸市中央区神戸空港7の1地先の公有水面埋立地	34,891.40㎡	

兵庫県告示第598号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年6月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

編入する区域		編入先の町
所在地	面積	
神戸市兵庫区中之島1丁目21、22及び99の1に接する無番地並びに築地町6、25、26、27及び28に接する無番地先の公有水面埋立地	18,915.12㎡	中之島1丁目
神戸市兵庫区中之島1丁目21、22及び99の1に接する無番地先の岸壁敷並びに築地町6、25、26、27及び28に接する無番地先の物揚場敷	1,657.06㎡	

兵庫県告示第599号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年 6月 1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変		更	前	変 更 後
町	字	地 番		町
名 谷 町	堂 山	1902の137から1902の139まで 1902の145 1902の147 1902の148 1902の156 1902の157 1902の162から1902の165まで		神和台1丁 目
	湯 屋 谷	2133の 1 から2133の 3まで 2133の 5 2133の 6 2133の13 2133の 14 2133の16から2133の18まで		

備考 地番は、平成18年12月18日現在の地番である。

兵庫県告示第 600 号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年 6月 1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変		更	前	変 更 後
町	字	地 番		町
榎谷町菅 野	菅 野 谷	757の 6 757の30		春日台5丁 目

備考 地番は、平成18年11月 9日現在の地番である。

兵庫県告示第 601 号

神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年 6月 1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

変		更	前	変 更 後
町	字	地 番		町
榎谷町池 谷	山ノ谷	228の31 228の95から228の98まで 228の100から228の106まで 234 の 2 235の 1 235の 2 236の 1 236の 2 237の 2 237の 3		井吹台北町 1丁目
	光 松	319の17		
榎谷町寺 谷	榎 谷	1242の728 1242の729 1242の731		

榎谷町池 谷	山ノ谷	228の15 228の16 228の20 228の93 228の94 228の99 232の1 234の3	井吹台北町 2丁目
榎谷町寺 谷	榎 谷	1242の730	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成18年12月27日現在の地番である。

兵庫県告示第602号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成19年6月1日からその効力を生ずるものとする。

平成19年5月22日

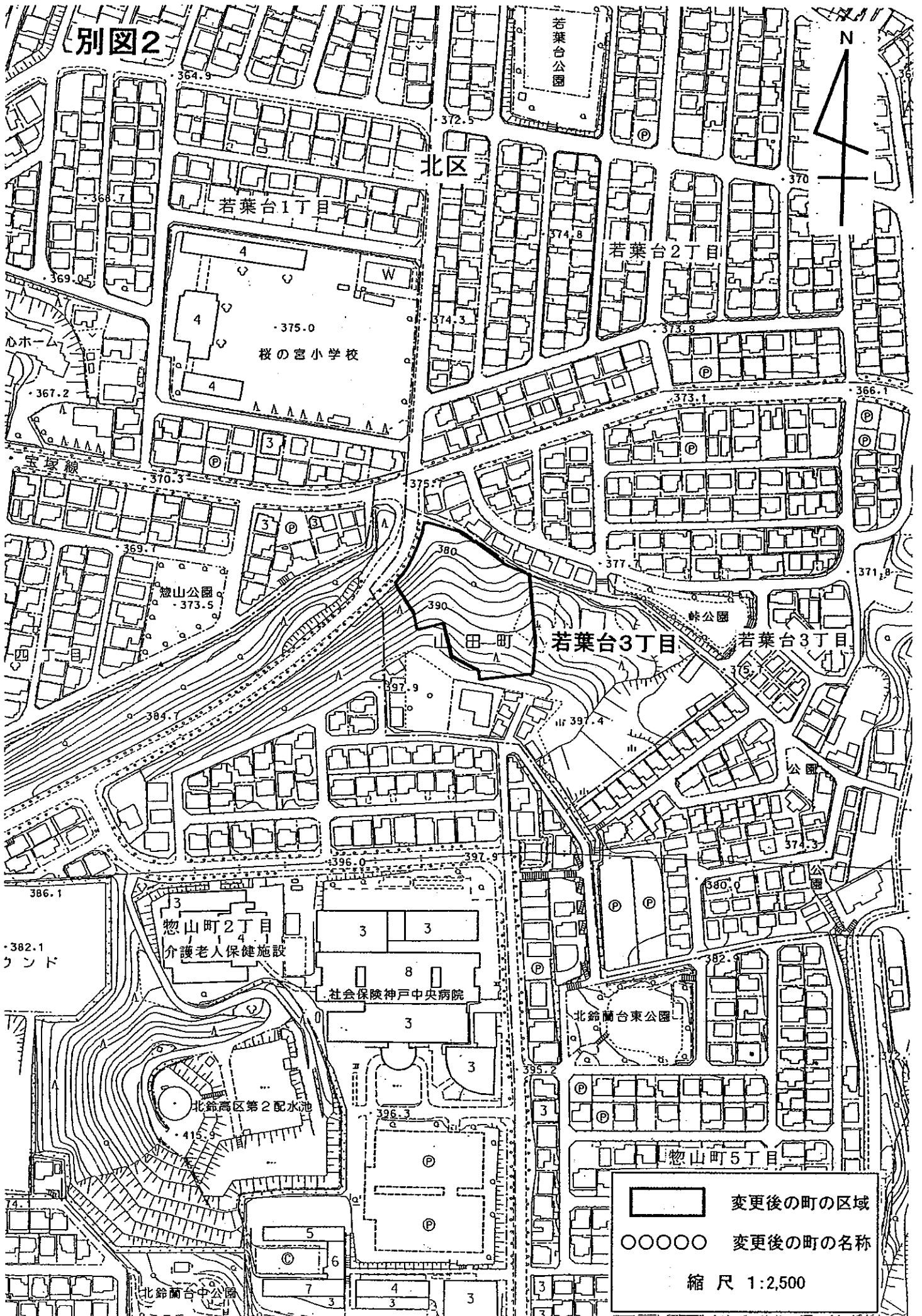
兵庫県知事 井戸敏三

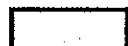

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
若葉台3丁目	山田町小部字惣山30の5の北筆界、同30の1、30の5、30の16及び30の17の各東筆界、同30の1、30の10、30の22、30の23、30の24、30の25及び30の26の各南筆界、同30の5、30の7、30の9及び30の10の各西筆界	山田町小部

備考 地番は、平成18年12月18日現在の地番である。

別図2



	変更後の町の区域
	変更後の町の名称
縮尺 1:2,500	

兵庫県告示第603号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成19年度2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり定める。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 募集期間

男子 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

女子 平成19年8月1日から同年9月7日まで

2 試験期日等

区分	試験期日	試験会場	場所	合格発表	採用時期
男子	6月2日・3日	陸上自衛隊 姫路駐屯地	姫路市峰南町1-70	6月下旬	7月下旬
	9月上旬	陸上自衛隊 千僧駐屯地	伊丹市広畑1-1	10月上旬	10月下旬
	9月中旬から9月下旬 までのいずれかの1日	陸上自衛隊 姫路駐屯地 陸上自衛隊 千僧駐屯地	姫路市峰南町1-70 伊丹市広畑1-1	11月中旬	平成20年 3月下旬 から4月 月上旬まで
女子	9月24日及び25日	陸上自衛隊 姫路駐屯地 陸上自衛隊 千僧駐屯地	姫路市峰南町1-70 伊丹市広畑1-1	11月16日	

問い合わせ先（志願手続を行う場所等）

名称	場所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区波止場町1-1（神戸第2地方合同庁舎別館）	(078) 331-9896
同 神戸地区隊本部	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 （インペリアル・トラスト・ビル3F）	(078) 327-8026
同 神戸出張所	同 （同 2F）	(078) 327-6440
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10（宮浦ビル1F）	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1（神戸留学生会館2F）	(078) 797-8185
同 阪神・丹波地区隊本部	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1（伊丹駐屯地内）	(072) 783-9609
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19番3号（三建ビル2F）	(0798) 66-7066
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5（コーワビル2F）	(072) 770-7800
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 （加古川産業会館JAビル7F）	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地（青野原駐屯地内）	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240（光貿易ビル1F）	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750

同 豊岡出張所	豊岡市大手町 8 番35号	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町 2 丁目 1-20	(0799) 24-2449

兵庫県告示第 604 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 神戸市長坂土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	松 下 元 治	神戸市西区伊川谷町長坂416番地の 2
同	重 塚 政 雄	同 市同区伊川谷町長坂597番地
同	面 金 義 夫	同 市同区伊川谷町長坂579番地
同	北 井 義 雄	同 市同区伊川谷町長坂109番地
同	北 井 健 一	同 市同区伊川谷町長坂141番地
同	池 田 耕 治	同 市同区伊川谷町長坂137番地
同	松 下 榮 朗	同 市同区伊川谷町長坂570番地の 1
同	松 下 敏 朗	同 市同区伊川谷町長坂588番地
同	重 塚 乙 松	同 市同区伊川谷町長坂896番地
同	赤 松 初 男	同 市同区伊川谷町長坂943番地
同	松 井 儀 己	同 市同区伊川谷町長坂153番地
同	清 水 洋 二	同 市同区伊川谷町長坂222番地
同	松 下 一 三	同 市同区伊川谷町長坂533番地
同	森 金 勝	同 市同区伊川谷町長坂146番地
監 事	池 田 貞 雄	同 市同区伊川谷町長坂901番地
同	面 中 義 彦	同 市同区伊川谷町長坂546番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	面 中 義 彦	神戸市西区伊川谷町長坂546番地
同	松 下 元 治	同 市同区伊川谷町長坂416番地の 2
同	重 塚 政 雄	同 市同区伊川谷町長坂597番地
同	面 金 義 夫	同 市同区伊川谷町長坂579番地
同	北 井 義 雄	同 市同区伊川谷町長坂109番地
同	北 井 健 一	同 市同区伊川谷町長坂141番地
同	松 下 榮 朗	同 市同区伊川谷町長坂570番地の 1
同	松 下 敏 朗	同 市同区伊川谷町長坂588番地
同	清 水 洋 二	同 市同区伊川谷町長坂222番地
監 事	森 金 勝	同 市同区伊川谷町長坂146番地
同	池 田 耕 治	同 市同区伊川谷町長坂137番地

2 東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	分 玉 進	神戸市西区神出町北424番地

同 大 本 憲 己 加古川市東神吉町神吉963番地の3
 就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	野 口 貢	神戸市西区神出町田井372番地
同	稲 岡 安 則	加古川市米田町船頭487番地の11

3 五ヶ井土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	三 俣 忠 規	加古川市加古川町中津679番地の1

4 桑原土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 掛 文 夫	篠山市桑原124番地2
同	谷 掛 桂	同 市桑原1番地6
同	谷 掛 五 十 二	同 市桑原254番地
同	細 川 長 弥	同 市桑原260番地
同	上 田 博 士 雄	同 市桑原421番地
同	向 山 憲 雄	同 市桑原693番地
同	谷 掛 幸 夫	同 市桑原703番地
同	細 見 博 昭	同 市桑原1251番地2
同	細 見 薫	同 市桑原1352番地
同	細 見 莊 一	同 市桑原1367番地
監 事	西 山 浩	同 市桑原936番地
同	上 田 英 樹	同 市郡家7番地2 第二グリーンハイツ103号

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	谷 掛 要	篠山市桑原220番地
同	市 原 正 明	同 市桑原256番地1
同	谷 掛 三 千 丈	同 市桑原139番地
同	谷 掛 桂	同 市桑原1番地6
同	細 見 薫	同 市桑原1352番地
同	細 見 博 昭	同 市桑原1251番地2
同	細 見 壽	同 市桑原1367番地
同	西 山 正 己	京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字宝本1番地の10
同	谷 掛 八 千 久	篠山市桑原170番地1
同	三 輪 は ま 子	同 市桑原1040番地1
監 事	西 山 浩	同 市桑原936番地
同	上 田 英 樹	同 市桑原1420番地

5 遠方土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 成 幸	篠山市遠方558番地
同	橋 本 一 彦	同 市遠方610番地
同	久 下 俊 文	同 市遠方203番地
同	松 本 一 樹	同 市遠方759番地2
同	松 本 フ ジ ノ	同 市遠方800番地
同	橋 本 英 喜	同 市遠方79番地
同	水 口 幸 雄	同 市遠方65番地
監 事	久 下 克 実	同 市遠方567番地
同	橋 本 俊 明	同 市遠方628番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	橋 本 成 幸	篠山市遠方558番地
同	橋 本 一 彦	同 市遠方610番地
同	久 下 俊 文	同 市遠方203番地
同	松 本 一 樹	同 市遠方759番地 2
同	松 本 フ ジ ノ	同 市遠方800番地
同	久 下 克 実	同 市遠方567番地
同	水 口 幸 雄	同 市遠方65番地
監 事	橋 本 英 喜	同 市遠方79番地
同	橋 本 俊 明	同 市遠方628番地

6 本郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 山 昭 夫	篠山市本郷462番地 1
同	羽 馬 洋 司	同 市本郷665番地
同	森 口 利 一	同 市本郷238番地
同	細 見 強	同 市本郷880番地 2
同	細 見 隆	同 市本郷848番地
同	細 見 竹 雄	同 市本郷1073番地
同	畠 中 清 光	同 市本郷1312番地 1
監 事	細 見 日 出 夫	同 市本郷892番地
同	羽 馬 貞 夫	同 市本郷331番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 山 昇	篠山市本郷379番地 1
同	羽 馬 洋 司	同 市本郷665番地
同	森 口 祥 之	同 市本郷227番地
同	細 見 強	同 市本郷880番地 2
同	藤 井 良 一	同 市本郷911番地
同	細 見 敏 之	同 市本郷1073番地
同	畠 中 清 光	同 市本郷1312番地 1
監 事	細 見 日 出 夫	同 市本郷892番地
同	羽 馬 貞 夫	同 市本郷331番地

兵庫県告示第 605 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認 可 年 月 日
東播用水土地改良区	平成19年 5月 1 日
吉川土地改良区	同 上
神戸市深谷土地改良区	平成19年 5月 7 日
神戸市勝雄土地改良区	同 上

神戸市長坂土地改良区	同 上
市島町土地改良区	同 上

兵庫県告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任及び就任の届出があった。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 御津東部土地改良区

退任清算人

氏名	住所
龍田 惇	たつの市御津町苅屋632番地
松本 正良	同 市御津町釜屋168番地1
中川 喜代一	同 市御津町苅屋717番地
瀬川 勝實	同 市御津町苅屋642番地
柴田 弥壽之	同 市御津町苅屋558番地
寺脇 潔	同 市御津町苅屋556番地
濱村 幸男	同 市御津町苅屋484番地9
小河 純夫	同 市御津町苅屋642番地1
小勝 郁雄	同 市御津町苅屋686番地
内海 一夫	同 市御津町苅屋634番地
松本 昊	同 市御津町苅屋708番地
長尾 正洋	同 市御津町苅屋208番地3
長尾 武男	同 市御津町苅屋627番地
菅野 芳二	同 市御津町苅屋58番地7
濱口 竹昭	同 市御津町釜屋65番地
濱松 貞三	同 市御津町苅屋1295番地1
濱本 信夫	同 市御津町苅屋694番地
菅原 博	同 市御津町中島1943番地
大西 雄三	同 市御津町苅屋735番地
井田 嘉幸	同 市御津町釜屋9番地2

2 西淡志知土地改良区

就任清算人

氏名	住所
馬野 照夫	南あわじ市志知奥298番地
山田 尚男	同 市志知奥304番地
沢内 儀一郎	同 市志知奥439番地1
山田 市郎	同 市志知奥591番地
山田 隆史	同 市志知奥488番地
沢内 貞夫	同 市志知奥82番地
勘田 貞男	同 市志知口102番地
武田 裕明	同 市志知口297番地
小谷 明	同 市志知口54番地
原 隆彰	同 市志知口156番地
杉浦 泰輔	同 市志知飯山寺209番地
細川 彦一	同 市志知南266番地
谷口 勝	同 市志知南277番地
谷田 恒秋	同 市志知鉾397番地

大塚 亀 次	同	市志知鉾423番地
椋原 孝 司	同	市志知口185番地1
細川 尚 志	同	市志知口167番地
上田 勉	同	市志知飯山寺183番地

兵庫県告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項及び同法第48条第9項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の計画変更に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	同意年月日
豊岡市	基盤整備促進事業（農地等高度利用促進事業・担い手育成型）	戸島地区	平成19年4月26日

兵庫県告示第608号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 1頭
4 発生場所	南あわじ市
5 発生年月日	平成19年5月1日
6 その他参考となるべき事項	なし

兵庫県告示第609号

昭和52年兵庫県告示第426号（兵庫県林業改善資金貸付規則に係る貸付金償還金の収納事務の委託）の一部を次のように改正したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づきその内容を告示する。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

別表2を次のとおり改める。

「別表2

名称	所在地

兵庫県森林組合連合会	神戸市中央区北長狭通5-5-18
北はりま森林組合	多可郡多可町加美区豊部1922-4
夢前町森林組合	姫路市夢前町前之庄2160
安富町森林組合	姫路市安富町末広1
神崎町森林組合	神崎郡神河町山田1
大河内森林組合	神崎郡神河町寺前251
上郡町森林組合	赤穂郡上郡町大持278
佐用郡森林組合	佐用郡佐用町三日月1110-1
新宮町森林組合	たつの市新宮町新宮1048-8
しろう森林組合	宍粟市一宮町安積1011-25
北但東部森林組合	豊岡市高屋894-1
北但西部森林組合	美方郡香美町村岡区和田233-1
養父市森林組合	養父市広谷255
生野町森林組合	朝来市生野町口銀谷227-2
和田山町森林組合	朝来市和田山町和田山112-6
山東町森林組合	朝来市山東町末歳225-23
朝来森林組合	朝来市多々良木213-1
丹波市森林組合	丹波市青垣町佐治744-1
丹波ひかみ森林組合	丹波市氷上町上新庄1203-1
篠山市森林組合	篠山市北新町41

~~~~~

兵庫県告示第610号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
神戸市須磨区多井畑字黒ヶ谷15の1
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- ~~~~~

兵庫県告示第611号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年

法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏 三

### 1 届出事項

| 発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名                           | 加 入 区 | 漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称 |
|-----------------------------------------------|-------|-------------------------------------|
| 高砂市曾根町2223-10<br>古門 英文<br>高砂市曾根町1997<br>伊藤 茂一 | 曾根町   | 曾根町漁業協同組合                           |

### 2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成19年5月22日から同年6月5日まで  
 (2) 縦覧場所 曾根町加入区 高砂市曾根町2533-2 曾根町漁業協同組合

### 兵庫県告示第612号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第1号の規定により知事が地先水面を分けて定める一定の区域を次のように定める。

また、平成11年兵庫県告示第538号(漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域)のうち法第104条第1号に掲げる漁業の部中塩田加入区(塩田漁業協同組合の地区)、佐野加入区(佐野漁業協同組合の地区)、津居山港加入区(津居山港漁業協同組合の地区)、竹野浜加入区(竹野浜漁業協同組合の地区)、柴山港加入区(柴山港漁業協同組合の地区)、香住町加入区(香住町漁業協同組合の地区)を削る。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏 三

### 法第104条第1号に掲げる漁業

わかめをとる漁業

| (加入区の名称) | (区 域)                                         |
|----------|-----------------------------------------------|
| 津名加入区    | 津名漁業協同組合の地区                                   |
| 津居山加入区   | 但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市小島、瀬戸、津居山、気比及び田結の区域          |
| 竹野加入区    | 但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市竹野町の区域                       |
| 柴山加入区    | 但馬漁業協同組合の地区のうち香美町香住区沖浦、上計、浦上、南無垣、訓谷、安木及び相谷の区域 |
| 香住加入区    | 但馬漁業協同組合の地区のうち柴山加入区を除く香美町香住区の区域               |

### 兵庫県告示第613号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第2号の規定による加入区(区域及び区分)を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成19年6月1日以降の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成19年5月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成15年兵庫県告示第884号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中香住区域(香住町漁業協同組合の地区)、柴山区域(柴山港漁業協同組合の地区)、平成15年兵庫県告示第1030号(漁業災害補償法に基づく共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中津居山区域(津居山港漁業協同組合の地区)、平成15年兵庫県告示第1100号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定)のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中竹野区域(竹野浜漁業協同組合の地区)、

平成15年兵庫県告示第1121号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中生穂区域（生穂漁業協同組合の地区）、志筑浦区域（志筑浦漁業協同組合の地区）、平成17年兵庫県告示第910号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中塩田区域（塩田漁業協同組合の地区）、平成17年兵庫県告示第911号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の設定）のうち法第104条第2号に掲げる漁業の部中佐野区域（佐野漁業協同組合の地区）を削る。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

法第104条第2号に掲げる漁業

| 区 域                                        | 区 分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 塩田区域<br>（津名漁業協同組合の地区のうち<br>塩尾、下司及びびりの区域）   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</li> <li>2 総トン数3トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業</li> <li>3 総トン数3トン以上10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業</li> <li>4 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</li> <li>5 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から4までに掲げる漁業以外の漁業</li> <li>6 網漁具を定置して営む漁業</li> </ol> |
| 志筑浦区域<br>（津名漁業協同組合の地区のうち<br>志筑及び洲本市安乎町の区域） | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</li> <li>2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</li> <li>3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</li> <li>4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業</li> </ol>                                                                                                          |
| 生穂区域<br>（津名漁業協同組合の地区のうち<br>生穂及び大谷の区域）      | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</li> <li>2 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業</li> <li>3 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</li> <li>4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業</li> </ol>                                                                                                          |
| 佐野区域<br>（津名漁業協同組合の地区のうち<br>佐野の区域）          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業</li> <li>2 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業</li> <li>3 総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン以上20トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業</li> <li>4 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1から3までに掲げる漁業以外の漁業</li> </ol>                                                                     |
| 津居山区域<br>（但馬漁業協同組合の地区のうち                   | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業</li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                           |

|                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 豊岡市小島、瀬戸、津居山、気比及び田結の区域)                                 | <p>2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業</p>                                                                                                                                                                                                                        |
| 竹野区域<br>(但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市竹野町の区域)                       | <p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業</p> <p>2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業</p>                                                                                                                                                                        |
| 柴山区域<br>(但馬漁業協同組合の地区のうち香美町香住区沖浦、上計、浦上、無南垣、訓谷、安木及び相谷の区域) | <p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業</p> <p>2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業</p>                                                                                                                                                               |
| 香住区域<br>(但馬漁業協同組合の地区のうち柴山区域を除く香美町香住区の区域)                | <p>1 総トン数10トン未満の漁船により主として釣はえなわを使用して営む漁業であって専業として行う漁業</p> <p>2 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、1に掲げる漁業以外の漁業</p> <p>3 総トン数10トン以上20トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業</p> <p>4 総トン数10トン以上20トン未満の漁船によりまき網を使用して営む漁業及び網漁具を定置して営む漁業</p> <p>5 総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営む漁業及び釣りによっていかをとることを目的とする漁業</p> <p>6 総トン数10トン以上100トン未満の漁船によりかごを使用してかにをとることを目的とする漁業</p> |

#### 兵庫県告示第 614 号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第118条第3項の規定により知事が地先水面を分けて定める一定の区域を次のように定める。

なお、平成12年兵庫県告示第316号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）のうち法第114条第3号に掲げる漁業の部中小割式1年魚はまち竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、小割式2年魚はまち竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、小割式1年魚たい竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、小割式2年魚たい竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、小割式3年魚たい竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、小割式ふぐ竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、小割式ひらめ竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）、平成15年兵庫県告示第682号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）のうち法第114条第3号に掲げる漁業の部中小割式3年魚はまち竹野加入区（区第701号漁業権漁場の区域）を削る。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸 敏 三



## 法第114条第3号に掲げる漁業

| (加入区の名称)       | (区 域)          |
|----------------|----------------|
| 小割式1年魚はまち養殖業   |                |
| 小割式1年魚はまち但馬加入区 | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式2年魚はまち養殖業   |                |
| 小割式2年魚はまち但馬加入区 | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚はまち養殖業   |                |
| 小割式3年魚はまち但馬加入区 | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式1年魚たい養殖業    |                |
| 小割式1年魚たい但馬加入区  | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式2年魚たい養殖業    |                |
| 小割式2年魚たい但馬加入区  | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式3年魚たい養殖業    |                |
| 小割式3年魚たい但馬加入区  | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ふぐ養殖業       |                |
| 小割式ふぐ但馬加入区     | 区第701号漁業権漁場の区域 |
| 小割式ひらめ養殖業      |                |
| 小割式ひらめ但馬加入区    | 区第701号漁業権漁場の区域 |

## 兵庫県告示第615号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第125条の3第1項第2号の規定による一定の区域を次のように定める。

なお、昭和63年兵庫県告示第1541号（漁業災害補償法の規定に基づく区域を定めたもの）のうち法第125条の2に規定する養殖業ののり養殖業の部中炬口、塩田加入区（炬口漁業協同組合及び塩田漁業協同組合の区域）、佐野加入区（佐野漁業協同組合の地区）、平成11年兵庫県告示第538号（漁業災害補償法に基づく地先水面を分けて定める一定の区域）のうち法第125条の2に規定する養殖業のわかめ養殖業の部中塩田加入区（塩田漁業協同組合の区域）、佐野加入区（佐野漁業協同組合の地区）、竹野浜加入区（竹野浜漁業協同組合の地区）、柴山港加入区（柴山港漁業協同組合の地区）、香住町加入区（香住町漁業協同組合の地区）を削る。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

## 法第125条の2に規定する養殖業

| (加入区の名称) | (区 域)                                          |
|----------|------------------------------------------------|
| のり養殖業    |                                                |
| 炬口、津名加入区 | 炬口漁業協同組合及び津名漁業協同組合の区域                          |
| わかめ養殖業   |                                                |
| (加入区の名称) | (区 域)                                          |
| 津名加入区    | 津名漁業協同組合の区域                                    |
| 竹野加入区    | 但馬漁業協同組合の地区のうち豊岡市竹野町の区域                        |
| 柴山加入区    | 但馬漁業協同組合の地区のうち香美町香住区域沖浦、上計、浦上、南無垣、訓谷、安木及び相谷の区域 |
| 香住加入区    | 但馬漁業協同組合の地区のうち柴山加入区を除く香美町香住区の区域                |

## 兵庫県告示第616号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成19年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

| 名称                        | 指定の区域                | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|---------------------------|----------------------|---------------------|
| 妙楽寺第一<br>(110010213)      | 豊岡市妙楽寺(別図1のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(1)(急)I<br>(110010214) | 豊岡市妙楽寺、三坂(別図2のとおり)   | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(2)II<br>(110010215)   | 豊岡市妙楽寺(別図3のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺第二<br>(110010216)      | 豊岡市妙楽寺(別図4のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(2)(急)I<br>(110010217) | 豊岡市妙楽寺(別図5のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(3)(急)I<br>(110010218) | 豊岡市妙楽寺(別図6のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(4)(急)I<br>(110010219) | 豊岡市妙楽寺(別図7のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(6)I<br>(110010220)    | 豊岡市妙楽寺(別図8のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(7)I<br>(110010221)    | 豊岡市妙楽寺(別図9のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             |
| 妙楽寺(8)I<br>(110010222)    | 豊岡市中ノ町、妙楽寺(別図10のとおり) | 急傾斜地の崩壊             |